

一般社団法人日本総合健診医学会
学術奨励助成事業 規程

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本総合健診医学会（以下「本学会」）が行う学術奨励助成金（以下「本助成金」）の交付に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本事業は、本学会の会員による総合健診の発展に資する研究活動を支援することで研究の質の向上に寄与するとともに、会員への研究の普及啓発を図ることを目的とする。

(交付対象)

第3条 本助成金の交付対象となる研究は、以下の各号を全て満たすこと。

- 一. 総合健診の学術レベルの向上に資する研究である。
- 二. 過去に類例がない研究である。
- 三. 助成金交付後、2年以内に終了することができる研究である。

(資格)

第4条 本助成金の交付を希望する者は、以下の各号の全てを満たさなければならない。

- 一. 筆頭研究者が本学会の正会員又は一般会員である。
- 二. 筆頭研究者の本学会の会員歴が、応募時点で3年以上である。
- 三. 筆頭研究者の所属機関が本助成金の受け入れを承諾することができる。

2 前項の定めに関わらず、以下の各号の少なくとも一つに該当する研究は、本助成金を受けることはできない。

- 一. 過去に本助成金を受けて研究を行ったが研究成果を発表しなかった者が、当該研究の研究者に含まれる場合。
- 二. 過去に本助成金を受けて研究を行ったが研究成果を本学会の学会誌に投稿しなかった者が、当該研究の研究者に含まれる場合。

(助成内容)

第5条 本助成金は、年度ごとに三件以下の研究を対象に1,000千円を上限とする。

(申請)

第6条 申請は、申請期間内に指定された申請手順に従い、研究計画書、及び筆頭共同研究者全員の利益相反申告書を本学会に提出しなければならない。

(選考委員会)

第7条 本助成金の対象となる研究は、学術委員会構成員、編集委員会委員長、及び国際委員会委員長で構成する選考委員会により選考するものとし、委員長は学術委員会委員長が務める。ただし、選考委員会の構成員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、選考に任に当たってはならない。

- 一. 構成員が、助成の申請があった研究の筆頭研究者、若しくは共同研究者である場合。
 - 二. 構成員が、助成の申請があった研究の筆頭研究者、若しくは共同研究者に指導、又は助言している場合。
 - 三. 構成員が、助成の申請があった研究の筆頭研究者、若しくは共同研究者と利益相反状態にある場合。
- 2 前項のただし書きにより選考の任に当たれない構成員が生じた場合、その減じた数を上限として、選考委員会は、代理の者を選任することができる。ただし、その場合であっても前項のただし書きの各号の一つ以上に該当する者を指名してはならない。
- 3 編集委員会委員長及び国際委員会委員長が本条第1項によりその任に当たれない時は、当該委員会の委員を当該委員長の代理として、当該委員長が指名しなければならない。ただし、その場合であっても第一項のただし書きの各号の一つ以上に該当する者を指名してはならない。
- 4 本条第2項及び第3項により指名された者は、当該年度の選考だけを行うことができる。

(選考)

第8条 本助成の対象となる研究は、選考委員会で審査し、候補を理事会に答申し、理事会で承認する。

- 2 申請課題に研究倫理上の疑義がある場合には、学術委員長は倫理審査委員会の審議を付託することができる。
- 3 申請者に利益相反に関わる疑義がある場合には、学術委員長は利益相反委員会に審議を付託することができる。

(通知)

第9条 選考結果と助成金額は、理事長から筆頭研究者に通知する。

(助成金の交付)

第10条 助成の決定の通知を受けた筆頭研究者は、本学会が指定する期日までに、本学会が指定する書類を事務局に提出すること。

2 助成金の交付は、前項による書類を本学会が確認した後、指定された金融機関の口座へ振り込むことによって行う。

(助成金の管理)

第11条 本助成金は、研究目的に照らして適正に使用しなければならない。

2 筆頭研究者は、出納書類を作成し、会計上必要な書類を保存し、人件費に使用する際には源泉徴収事務などの、税法上必要とされる手続きを行わなければならない。

3 会計上で必要とする根拠書類は、筆頭研究者が責任をもって7年間保存する。

4 理事長は、必要に応じて関係書類の開示を求めることができる。

(研究計画等の変更)

第12条 筆頭研究者は、本助成金の交付の決定を受けたのちに、研究計画等に関して重要な変更をしようとするときは、本学会に報告しなければならない。

2 前項による報告があった場合には、その内容について学術委員会で審議し、研究の続行又は中止の指示を行う。

(成果の公開)

第13条 筆頭研究者は、本学会が開催する学術大会に於いてその研究成果を発表し、かつ本学会学会誌に論文（原著論文若しくは総説）を投稿しなければならない。

2 前項の発表及び投稿は、研究終了後一年以内に行うものとし、その際に「〇〇年度、日本総合健診医学会による学術奨励助成金を受けた研究である旨」述べること。

(残余金の取扱い)

第14条 本助成金に残余が発生した場合は、本学会に返還する。

(助成金交付の取り消し、中止、および返還)

第15条 当該の研究が、次の各号のいずれかに該当したとき、若しくはその事実が判明したときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付を中止することができる。

(1) 虚偽の申し出、または報告を行なったとき。

(2) 対象となる研究活動等が中止になったとき。

(3)その他、この規程の目的にふさわしくないものと理事会が認めたとき。

2 第1項による取り消し、又は中止を受けた研究で、既に助成金の交付を受けている場合、本学会は、交付した助成金の全額、若しくは一部金額の返還を筆頭研究者に対して求めることができる。

(委任)

第16条 本規程に定めていない事項については、学術委員会の決議によりこれを決定する。

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、学術委員会の議を経て、理事会の承認を要する。

附則

この規程は、2021年12月16日から施行する。

2021年 12月 16日